

議案第 37 号

橋本市繊維大型共同作業場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市繊維大型共同作業場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市繊維大型共同作業場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市繊維大型共同作業場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第185号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分  
は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前												
<p>(使用料) 第8条 作業場の使用料は、別表に定める額に、<u>当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第8条関係) 橋本市繊維大型共同作業場使用料</p> <table border="1" data-bbox="829 1102 941 2078"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業場(大)</td> <td>28,572円</td> </tr> <tr> <td>作業場(小)</td> <td>1,429円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	月額使用料	作業場(大)	28,572円	作業場(小)	1,429円	<p>(使用料) 第8条 作業場の使用料は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表(第8条関係) 橋本市繊維大型共同作業場使用料</p> <table border="1" data-bbox="829 127 941 1102"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業場(大)</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>作業場(小)</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	月額使用料	作業場(大)	30,000円	作業場(小)	1,500円
施設名	月額使用料												
作業場(大)	28,572円												
作業場(小)	1,429円												
施設名	月額使用料												
作業場(大)	30,000円												
作業場(小)	1,500円												

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。